

## 鳥取市職員通信教育等研修奨励金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市職員通信教育等研修奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本奨励金は、鳥取市人材育成基本方針及び職員研修計画に基づき実施する通信教育等研修の受講を奨励することにより、職員の資質及び能力向上のための自己啓発を促進することを目的として交付する。

### （対象通信教育等研修）

第3条 本奨励金の対象となる通信教育等研修（以下「対象通信教育等研修」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）鳥取県人材開発センターを経由する通信教育の受講
- （2）鳥取県人材開発センターを経由する放送大学（同大学大学院を含む。）の受講
- （3）財団法人全国市町村振興協会が実施する通信教育の受講。ただし、派遣研修に係る事前学習によるものを除く。
- （4）業務に直接関係する資格取得を目的とする受験、大学等の受講
- （5）その他市長が必要と認められた研修の受講

### （交付対象者）

第4条 本奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、対象通信教育等研修を修了し、修了証又は単位認定書を授与された常勤の一般職の市職員とする。

### （奨励金の額）

第5条 本奨励金の額は、対象通信教育等研修の受講料（入学料を除く。）のうち、交付対象者の負担した額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、3万円を限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者の中で、育児休業中に第3条第1号に該当する通信教育を受講しかつ修了した者については、当該交付対象者の負担した額に10分の10を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内で本奨励金の額を算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、3万円を限度額とする。

### （交付申請）

第6条 本奨励金の交付を受けようとする者は、対象通信教育等研修の修了後速やかに規則第4条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 通信教育研修等調書（別記様式）
- (2) 修了証、合格証書又は単位認定書の写し
- (3) 受講・受験料の額が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 本奨励金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行し、平成26年度に交付する奨励金から適用する。

この要綱は、平成30年5月22日から施行し、平成30年度に交付する奨励金から適用する。

## 別記様式（第6条関係）

## 通信教育研修等調書

1 補助事業等の名称	鳥取市職員通信教育等研修奨励金
2 添付書類	修了証の写し、合格証書の写し 又は単位認定証の写し 受講・受験料の額が確認できる書類
3 実施教育機関	
4 通信教育等コース・課程名	
5 コース受講期間	年 月 から 年 月 まで
6 研修受講料	円
7 □座振込先	銀行名：_____ 支店名：_____ 預金種別：_____ □座番号：_____ フリガナ □座名義：_____